

経過措置としての授業料免除申請に係る調書(2024年度) 【前後半期一括/前半期分】

以下について、申請者本人が記入し、申告してください。

<p>① 申請理由</p>	<p><input type="checkbox"/> (ア) 既に、<u>新制度の給付奨学生に採用済み</u>で、なおかつ、支援区分が「第Ⅰ区分/満額支援」以外(「停止中」を含む。)であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> (イ) JASSO進学資金シミュレーター【2024年度春の在学採用】によるシミュレーション結果が「<u>第Ⅰ区分/満額支援</u>」以外であったため。</p> <p><input type="checkbox"/> (ウ) <u>資産基準の超過</u>により、新制度による支援の対象外となるため。 <small>【資産基準】あなたと生計維持者(2人)の資産額の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指します。土地等の不動産は含みません。)をいいます。</small></p> <p><input type="checkbox"/> (エ) 本学への入学が<u>高校卒業後3年を経過している</u>ことより、新制度による支援の対象外となるため。</p> <p><input type="checkbox"/> (オ) その他の理由 [_____]</p> <p><input type="checkbox"/> (カ) 激甚災害に被災したため。</p>	
<p>(イ) (エ) (オ) (カ) (シ) を 請 者 の み</p>	<p>②新制度【2024年度春の在学採用】シミュレーション(保護者の方向け)の結果</p> <p><input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分(2/3支援) <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分(1/3支援) <input type="checkbox"/> 第Ⅳ区分(1/4支援) <input type="checkbox"/> 支援なし</p>	<p><input type="checkbox"/> 手続き済み 担当課における受付担当者名の記入と押印を受けてください。 _____ 確認印 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 未手続 未手続の理由: <input type="checkbox"/> 収入基準超過 <input type="checkbox"/> その他理由(_____)</p>
<p>④ 留年の有無 (有の場合は、その理由)</p>	<p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有 (理由(留学、病気で休学等): _____)</p>	
<p>上記のとおり、申告します。</p> <p>なお、私が高等教育の修学支援制度(新制度)に第Ⅰ区分(満額支援)により採用された場合(又はJASSOによる支援区分の見直しにより、支援区分が第Ⅰ区分(満額支援)に変更された場合)であって、なおかつ、その支援の期間が2024年度前半期(4月~9月)若しくは後半期(10月~3月)のいずれか又は両方の全期間と重複する場合は、私は重複する当該期における経過措置としての授業料免除(大学独自制度)の申請を取り下げることがを、併せて申し立てます。</p> <p>※※ ①申請理由において、(ア)をチェックした方は、JASSOスカラネット・パーソナルの給付奨学金の詳細情報ページを印刷して添付してください。</p> <p>※※ ①申請理由において、(イ)、(オ)又は(カ)をチェックした方は、新制度【2024年度春の在学採用】シミュレーション(保護者の方向け)の結果を添付してください。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>申請者 _____ 学生番号 _____</p> <p>_____ 学年(履修年次) _____ 年次(編入の有無: 有 ・ 無)</p> <p>氏名(自署) _____</p>		

【高等教育の修学支援制度(新制度)の導入に伴う経過措置による授業料免除(大学独自制度)申請対象者】

- ・2019年度以前入学の学部学生(外国人留学生を除く。)のうち、新制度の支援対象外となる学生
 - ・2019年度以前入学の学部学生(外国人留学生を除く。)のうち、新制度による支援区分が第Ⅰ区分(満額支援)以外となる学生
 - ・激甚災害により被災した学部学生(入学年度不問)のうち、新制度の支援対象外となるか又は新制度に要する支援区分が第Ⅰ区分(満額支援)以外となる学生
- ※ 新制度の支援要件を満たすが、新制度への申請を行わない場合は、経過措置による授業料免除(大学独自制度)の選考の対象外になります。必ず、新制度への申請手続きを行ってください。
- ※ 新制度において満額の支援を受けている方や、JASSO進学資金シミュレーターによるシミュレーションの結果が第Ⅰ区分(満額支援)となる方は、経過措置による授業料免除(大学独自制度)に申請することができません。